



第 三 三 三 號

返 信 料

前 納 證 書

一 金

大正 五 年 三 月 二 日 發 行

大 正 五 年 三 月 二 日 發 行

郵 局 發 第 三 三 三 號

東京郵便局

一 本證書の表面に記載したる電報の料金が前記金額以内なるときは別に料金を納むるに及ばず若し前記金額を超過るときは不足分だけの郵便切手を貼付すべし但し本證書一通を以て二通以上の電報を差出し又は前記金額を返信料前納電報の返信料金に充つることを得ず

二 前項の電報は本證書発行の日より三十日以内なれば何れの電信局所にも差出すことを得

三 本證書を其の発行の日より三十日以内に使用せざるときは更に三十日以内には發信人が本證書を添へて最初前記金額を納めたる電信局所に其の還付を請求することを得

四 本證書の裏面に記載して差出したる電報の料金が前記金額に達せざりし時前項の例に依り殘餘金額の還付を請求することを得但し本證書の添付を要せず

五 本證書を亡失するも再度證書の交付を請求し得ざるに付大切に之を保管すべきものとす

東京郵便局